

平成 25 年分「確定申告及び住民税申告」のお知らせ

平成 25 年分の「確定申告及び住民税申告」の受付を下記のとおり実施します。
期限内に申告していただきますようお知らせします。

場所：座間味村役場(総務課 987-2311)

期間：平成 26 年 2 月 17 日(月)～3 月 17 日(月)

※土日、祝祭日を除く

時間：午前 9 時～12 時、午後 1 時～4 時 30 分

◎持参するもの

- ①税務署から送付された確定申告書等 ※役場にも申告書は置いてあります
- ②印鑑
- ③平成 25 年中の収入（所得がわかるもの）
 - 給与収入の方は、源泉徴収票、給与明細等
 - 事業収入の方は、収入と経費の分かる帳簿・領収書等
- ④各種控除に必要な領収書・証明書等
 - 社会保険料・医療費の領収書等
 - 生命保険料・地震保険料等の控除証明書
 - 障害者手帳、その他控除を受ける領収書・証明書等

★所得税の確定申告が必要な方

- ①給与収入が 2,000 万円を超える方
- ②給与を 1ヶ所から受けていて、年末調整済みだが、各種の所得金額（給与所得・退職所得）の合計額が 20 万円を超える方
- ③給与を 2ヶ所以上から受けていて、年末調整をされていなかった給与の収入額と、各種の所得金額（給与所得・退職所得を除く）との合計額が 20 万円を超える方
※給与の収入金額から、所得控除の合計額（雑損控除・医療費控除・寄附金控除及び基礎控除を除く）を差し引いた金額が 150 万円以下で、更に各種の所得金額（給与所得・退職所得を除く）の合計額が 20 万円以下の方は申告不要

★村・県民税の申告が必要な方

- ①平成 26 年 1 月 1 日現在、本村に住民登録があり、所得税の確定申告をしていない方
- ②給与・公的年金以外の所得がある方
- ③給与所得のみで、事業主から給与支払報告書が提出されていない方
- ④無収入だが、扶養手当や自動手当及びその他福祉・健康保険関係等の手続きに所得証明書等の税務証明書が必要な方（村営住宅入居者も家賃算定のため申告が必要）
- ⑤国民健康保険に加入している方及びその世帯主で、所得税の確定申告、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書が提出されていない方

★確定申告ができる方

- ①年末調整済みの給与所得者で、雑損控除・医療費控除・寄附金控除・住宅借入金等特別控除を受ける方
- ②給与所得者で前年中に退職し、年末調整を受けなかった方